

増毛町子ども・子育て支援事業計画

第三期計画

令和7年度～令和11年度



増 毛 町

(目次)

第1章 計画の策定にあたって	(3 p～4 p)
1 子ども・子育て支援計画とは	3 p
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
2 計画の期間	4 p
第2章 子ども・子育ての現状	(5 p～12 p)
1 人口・出生の動向	5 p
2 教育・保育及び保健施設の現状	6 p
3 増毛町子ども子育て支援事業計画（前期計画）の実施状況	8 p
4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（概要）	11 p
第3章 計画の基本的事項	(13 p～14 p)
1 基本理念	13 p
2 基本的な視点	13 p
3 基本目標	14 p
(1) 母子の健康確保と増進	
(2) 地域における子育ての支援	
(3) 子どもたちの健やかな成長を図る取組の推進	
(4) 支援が必要な子どもへの施策の推進	
(5) 子どもたちの安全確保と生活環境の整備	
(6) 職業生活と家庭・地域生活との両立の推進	
第4章 事業計画	(17 p～32 p)
1 区域の設定等	18 p
2 教育・保育の提供体制の確保	19 p
3 地域子ども・子育て支援事業の取組	22 p
(1) 利用者支援に関する事業	
(2) 地域子育て支援拠点事業	
(3) 妊婦健康診査事業	
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	
(5) 養育支援訪問事業・要保護児童等支援事業	
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
(8) 一時預かり事業	
(9) 延長保育（時間外保育）事業	
(10) 病児保育事業	
(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	

- (12) 実費徴収に係る補足給付事業
- (13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業
- (14) 子育て世帯訪問支援事業
- (15) 児童育成支援拠点事業
- (16) 親子関係形成支援事業
- (17) 産後ケア事業
- (18) 妊婦等包括相談支援事業
- (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保・・・32 p
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・・・・・・32 p

第5章 計画の推進 (33 p)

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33 p
- 2 計画の実行・点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33 p

資料編

- ・増毛町子ども・子育て会議条例及び委員名簿
- ・策定経過



第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援計画とは

(1) 計画策定の趣旨

国においては、少子高齢化の進行・地域の子育て力の低下・子育て世代の孤立感と負担感の増加など、子育てを取り巻く課題が提起されるなか、子育てについて第一義的責任は保護者に有るという基本的認識の下で幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の取組を進めるため、平成 24 年から、子ども・子育て支援法が施行され、子ども・子育て支援は新たな制度に移行しました。

本町では、新制度の下で、子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 26 年度に「子ども・子育て支援事業計画」第一期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）、令和元年度に第二期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども子育て支援を推進してきましたが、令和 6 年度で最終年度を迎えることから、第三期計画（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

(2) 計画の位置づけ

本町では、次代を担う子どもを安心して産み、すこやかに育てられる社会と環境づくりのため、平成 15 年 3 月に増毛町エンゼルプランを策定しました。

さらに、平成 17 年度から 10 年間の集中的、計画的な取組として、次世代育成支援対策法による増毛町次世代育成支援総合計画・前期計画（平成 17 年度から 21 年度）・後期計画（平成 22 年度から 26 年度）、さらに増毛町子ども・子育て支援事業計画（第一期計画：平成 27 年度から 31 年度、第二期計画：令和 2 年度から 6 年度）を策定し、各種施策に取り組んできました。

増毛町子ども・子育て支援事業計画・第三期計画（令和 7 年度から 11 年度）は「子ども・子育て支援法」に基づき、第一期・二期計画の理念を継承し「増毛町総合計画」を上位計画として作成します。

また、関連する各種計画と整合性を図りながら、計画の目標・主要な施策を定めるとともに、就学前児童の「教育・保育」及び「地域子育て支援事業」について、必要とする事業量と計画値を具体的に決めました

◇関連計画◇

- ・ 増毛町総合計画ー増毛町まちづくりプラン
- ・ 健康ましけ 21 計画
- ・ 増毛町障がい者計画
- ・ 増毛町教育振興基本計画
- ・ 増毛町社会教育中期計画

2 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める 5 年間とし、令和 7 年度から 11 年度までとします。



第2章 子ども・子育ての現状

1 人口・出生の動向

◆人口・年齢別人口の推移

〈単位：人〉

	H22年(2010年)	H27年(2015年)	R2年(2020年)
男	2,295	2,024	1,776
女	2,783	2,473	2,132
合計	5,078	4,497	3,908

〈単位：人〉

	H22年(2010年)	H27年(2015年)	R2年(2020年)
総人口	5,078 (100%)	4,497 (100%)	3,908 (100%)
0～14歳	479 (10%)	427 (10%)	323 (8%)
15～64歳	2,658 (52%)	2,179 (48%)	1,857 (48%)
65歳以上	1,941 (38%)	1,891 (42%)	1,728 (44%)

*国勢調査数値

増毛町の人口（国勢調査）は、昭和30年の16,768人をピークに年々減少しています。

また、年齢別人口構成では0～14歳の人口比率が減少していますが、65歳以上の人口比率が増加し続けていて、道内でも特に高齢化が進んでいる自治体の一つになっています。

◆産業構造別就業人口、及び女性の就業の動向

就業形態別人口

〈単位：人〉

	H22年(2010年)		H27年(2015年)		R2年(2020年)	
	従業者数	構成割合	従業者数	構成割合	従業者数	構成割合
第一次産業	500	21.9%	505	23.3%	411	21.1%
第二次産業	586	25.7%	526	24.3%	479	24.5%
第三次産業	1,196	52.4%	1,137	52.4%	1,062	54.4%
計	2,282	—	2,168	—	1,952	—

*国勢調査数値

女性の就業形態別世帯数

〈単位：世帯〉

	H22年(2010年)		H27年(2015年)		R2年(2020年)	
	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合
第一次産業	168	16.4%	195	19.2%	154	17.4%
第二次産業	267	26.1%	240	23.6%	197	22.2%
第三次産業	588	57.5%	580	57.2%	536	60.4%
計	1,023	—	1,015	—	887	—

*国勢調査数値

全産業で従業者数は減少傾向にあり、構成割合では第三次産業の割合が高くなっています。

女性の就業形態別世帯数についても、同様の傾向が見られます。

◆増毛町の出生の状況

〈単位：人、‰〉

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
出生数	11	9	14	23	21	7	14
出生率	2.4	1.9	3.2	5.5	5.0	1.7	3.6

<出生率：人口（各年3月末の住民基本台帳）1,000人当たりの出生数の割合>

*北海道保健統計年報

2 教育・保育及び保健施設の現状

☆増毛町の教育・保健施設

認定こども園あつぷる
(平成 31 年 4 月 1 日開園)

定員 80 人
令和 6 年 5 月 1 日の入園者数

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
0 人	8 人	5 人	17 人	22 人	14 人	66 人

- ・認定こども園では、年度途中において利用児童数の変動があるため、定員を超えた保育を行う場合があります。
- ・開園から継続している状況では、3 歳未満児が増加傾向にあります。
- ・3 歳未満児は保育室面積に対して限度に近い児童を保育しています。
- ・1 号認定では、入園児を対象とした預かり保育を実施しています。

- 認定こども園あつぷる（旧保育所施設：平成 9 年建築）は、平成 28 年増改築及び施設・設備の部分補修等を行い、幼児期の教育・保育事業を行っています。

☆増毛町の小学校の状況

増毛小学校	平成 24 年新校舎（旧増毛高校）に移転
-------	----------------------

小学校は統廃合が進み、平成 22 年に 4 校あった小学校は、平成 28 年度に増毛小学校 1 校となりました。中学校は平成 19 年度に増毛中学校 1 校になっています。

また、増毛高校も平成 22 年度で閉校し、増毛中学校の卒業生は留萌高校等に進学しています。

町では、留萌市内の高校へ通学する高校生に、通学費の一部助成を行っています。

☆地域の子育て事業

子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築（平成 31 年度設置）
地域子育て支援センター	子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導等を実施 認定こども園の開放事業と併せて、保護者同伴で実施
学童保育「マーシーくらぶ」	平日の放課後、土曜日、学校休業日に小学生低学年で、家庭に保護者がいない児童を対象に生活の場を提供する事業 文化センターで実施 令和 6 年度 登録人数 22 人

☆地域の保健・社会教育施設

増毛町保健センター	子育て世代包括支援センター ベビーマッサージ教室 乳幼児総合健診（4－5 ヶ月児、9－10 ヶ月児、1 歳 6 ヶ月児、3 歳児）・乳幼児相談
増毛町文化センター	学童保育「マーシーくらぶ」 教育委員会主催行事 ・キッズ体験隊 など
増毛町総合交流促進施設・元陣屋	子どもが遊べる場所を設置 絵本読み聞かせ事業 教育委員会主催事業
増毛町立体育館	スポーツ少年団活動等 一般開放事業
増毛町温水プール	スポーツ少年団活動等 一般開放事業
増毛町屋内グラウンド	スポーツ少年団活動等 一般開放事業

町内の保健及び社会教育施設は、すべて市街地にあります。

3 増毛町子ども子育て支援事業計画（前期計画）の実施状況 （令和2年度から令和6年度見込み）

☆前計画で、数値目標を定めることを指定された事業
（＝子ども・子育て支援計画に係る事業）

事業名	現状
通常保育	認定こども園あつぷるで実施 定員 80 人（平成 31 年 4 月 1 日開園） （保育時間 7：30～18：30 11 時間 00 分）
延長保育	実施なし
幼稚園	認定こども園あつぷるで実施
預かり保育 （1 号認定を対象に放課後も保育を行う事業）	認定こども園あつぷるで実施
休日保育	実施なし
夜間保育	実施なし
トワイライトステイ事業	実施なし
特定保育	実施なし
病児・病後児保育	実施なし
一時預かり事業	実施なし
ショートステイ事業	実施なし
地域子育て支援センター	認定こども園あつぷる地域子育て支援センター 1 か所
開放事業(ひよこ組)	親子で利用 9:00~11:00 月 1 回の頻度で親子交流行事を実施
ファミリー・サポート・センター事業	実施なし
集いの広場事業	実施なし
放課後児童健全育成事業	学童保育マーシーくらぶ 定員 40 人
放課後子ども教室	実施なし

保育所・幼稚園の閉園・閉所に伴い、認定こども園あつぷるが開設され、保育所・幼稚園の取組を継続しています。

地域子育て支援センターをこども園に設置して、ひよこ組として親子交流事業を中心に事業を進めてきました。

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保

健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センターを平成 31 年度に設置しました。

放課後児童健全育成事業は、文化センター 2 階の 1 室を専用スペースとして「学童保育マーシーくらぶ」を実施しています。

☆その他の事業

項目	実施状況等
(1) 地域における子育て支援	
子育てボランティア・子育てサークルの養成	取組なし
中高生・高齢者との交流事業	職場体験、地域交流、世代間交流など
男性の家事・育児への参加	啓発活動
(2) 母子の健康確保と増進	
安心して産むことができる	訪問指導（すべての妊婦）
安心して育てることができる	訪問指導（すべての新生児）、乳幼児相談 乳児健診、1．6 歳・3 歳児健診 ベビーマッサージ教室 産後ケア事業
必要な情報を得ることができる	子育て支援センターだより（ひよこ組） 子どもの健康カレンダー 町広報及び防災無線による広報
思春期対策の充実	中高生を対象とした取組なし
食育の推進	栄養士の訪問指導
(3) 子育てと仕事の両立	
安心して働くことができる雇用環境整備	啓発活動
子ども・子育て支援計画に係る事業	前記のとおり
(4) 子どもが健やかに育つことができる環境整備	
子育て相談、援助体制の充実	相談電話
子育て情報サービスの充実	増毛町HPに掲載、 子育てマップは取組なし
多様な活動体験機会の充実	小学生を対象に元陣屋や教育委員会等で実施
生きる力を育む学校教育の推進	認定こども園と小学校の連携
安心して遊ぶことができる環境整備	交通安全教室は認定こども園・小学校で実施 各施設で校庭・園庭の開放を実施 通学路及び認定こども園に防犯カメラを設置 児童館整備、児童公園の整備事業は実施なし
児童虐待防止対策	要保護児童対策地域協議会設置

（１）地域における子育て支援

子育てボランティア・子育てサークルの育成は進みませんでしたが、各種交流事業などは継続して実施することができました。

（２）母子の健康確保と増進

保健師・栄養士の母子保健事業として取り組まれ、訪問活動や情報提供など概ね実施できました。思春期対策は、学校と連携が取れず実施できませんでした。

ベビーマッサージ教室は乳児を持つ母の多くが参加しています。また、平成 26 年度より出産準備金事業、平成 30 年度より新生児聴覚検査費助成事業及び産婦健康診査受診費助成事業が開始され、出産する家庭の経済的負担の軽減を図っています。令和 6 年度からは産後ケア事業を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制を確保しています。

（３）子育てと仕事の両立

町として独自の取組は行えませんでした。道や国の施策により女性の雇用環境は改善されつつあり、男女が共に子育てに参加できる社会づくりの取組も進んでいます。

（４）子どもが健やかに育つことができる環境整備

多様な活動体験は、教育委員会社会教育事業を中心に子育て家庭が参加できる事業が多く取り組まれました。

小学校と認定こども園の連携は増毛小学校での給食体験が行われたほか、各種行事に参加して交流することができました。

子どもの安全を確保する活動や児童虐待の防止の活動も継続して実施されました。

4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（概要）

調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく「第三期増毛町子ども子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度から令和11年度）」の計画策定に向け、小学生未満のお子さんがある全家庭を対象として、より効果的な取組を推進するため、子育て家庭のニーズを把握し、課題を整理するためニーズ調査を実施しました。なお、基本指針に定められた計画に記載する各事業のうち、参酌標準により本調査が必要な事業について、対象児童年齢を勘案し、調査対象を未就学児童の保護者と限定しています。

調査対象及び調査方法

- ① 調査地域 増毛町全域
- ② 調査期間 令和5年7月20日から令和5年8月31日
- ③ 調査対象者
未就学児のいる世帯
- ④ 標本数
未就学児 【発送】87件【回収】76件 【回収率】87.36%
- ⑤ 発送・回収方法
在園児の保護者にはこども園で配布回収
園未利用児の保護者には郵送し、返信用封筒で回収

調査結果の概要

家族の状況について

回答者数76名のうち夫婦ともに就労している世帯は全体の7割程度となっていました。勤務終了時間は18時台がもっとも多く、現状の時間外保育の時間では少し短いと感じている家庭があると思われます。母親の就労希望については、パートやアルバイトを希望されている方が最も多くなっていました。

子育て支援事業の利用状況について

子育て支援事業については、利用されている方はいますが、今後利用回数を増やしたいと感じている方は1割程度となっていました。

土日や長期休暇中の定期的な事業の利用希望について

土日や休日の子育て支援事業については、利用する必要がないと回答されている方が7割程度ですが、約3割程度の方は複数回利用を希望されています。時間帯は9時から希望をされている方が最も多い結果となりました。

お子さんの病気の際の対応について

お子さんが病気で通常の事業が利用できなかった方は、回答者のうち8割程度あり、その対応については母親が休んで対応する方が最も多く、次いで親族知人に見てもらっている結果となっています。病児のための保育施設の利用については、回答者47名中、利用したいと思わない方が7割を越えており、家庭で看護することを希望されている方がいる一方、利用希望がある3割の方は、数日程度利用したいとの回答がありました。また、病気以外での私用、通院や不定期の就労目的での利用については、5割程度の方が利用希望と回答しており、私用での利用希望の回答が多い結果となりました。

育児休業の取得について

回答者76名中利用されている方は6名となっています。

調査結果の分析

父親が働き、母親が産休・育休を取得する世帯が多く、母親が子育ての中心を担い負担が大きくなっています。また、育児をする中で病気以外での私用などの目的における一時預かり等の利用希望も多いことから、母親の育児の負担を軽減するために安心して子供を預けられる施設やサービスの整備とともに、安心して夫婦が子育てに取り組めるよう、子育て世帯の不安・悩み等を行政に気軽に相談できる環境づくりなどが求められていると考えられます。

第3章 計画の基本的事項

1 基本理念

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、親も成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす人間の営みですが、現実の子育てには様々な負担や苦労も多くあります。また、核家族化が進み、子育ての知恵の継続が難しくなってきました。

子育て支援は、保護者の育児を肩代わりすることではありません。子育ての第一義的な責任は保護者が有するという基本的な認識を前提として、また、家庭が教育の原点であり社会の基本であることを踏まえて、保護者が子育ての責任を果たすことができるよう、保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が支援していく必要があります。

本計画では、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的な認識を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援を推進するために、前期計画の理念を継承して基本計画を定めます。

また、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業計画として、第4章において定められた事業の年度ごとの数値目標を定めます。

☆ 子ども・子育て支援計画の理念 ☆

『やさしさを実感できる楽しい子育ての町づくり』

2 基本的な視点

本計画では、次の基本的な視点に立って施策を進めます。

《子どもの視点》

子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりが持っている個性や可能性が十分に発揮されるよう、大人の都合を優先させるのではなく、子どもたちの視点に立って施策を進めます。

《子育て家庭の視点》

子育ては、保護者が責任を持って行うことが基本であり、家庭での教育がすべての原点になります。また、子育てをしている家庭の状況は様々です。

すべての家庭が子育てを”負担”と感じるのではなく、子どもの成長を喜び、子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立って施策を進めます。

《次代の親づくりの視点》

子どもは親の背中を見て育つといわれます。子どもたちがいろいろな人たちと出会い、豊かな自然環境に触れ、たくさんの体験をして、やさしくたくましい大人に育つことができるよう、次の世代の親を育てていく視点に立って施策を進めます。

《地域で子どもを育てていく視点》

地域の子どもたちを地域の大人達が温かく見守り、育てていくことが求められています。また、男女が共に子育てに積極的に関わりことができるよう、職場においても子育てを支援していくことが求められています。保護者の働く場所も含めて地域全体で子どもを育てていく視点に立って施策を進めます。

《ライフステージにおける切れ目のない支援の視点》

町では、少子化対策に向けて、結婚から妊娠・出産・育児、そして次代を担う子どもの育成まで、切れ目なく、町の特徴を生かした支援を行うという視点に立って施策を進めます。

3 基本目標

基本目標は、次の6つを設定し、子ども・子育て支援法に基づいて「結婚・出産のステージ」、「子育てのステージ」、「子どもの成長のステージ」という3つのライフステージに沿った支援の提供とともに、「支援が必要な児童への対応」、「子どもの安全確保と環境の整備」、「ライフ・ワーク・バランスの促進」の観点から、少子化対策と子どもの最善の利益の確保に向けて、課題解決に向けて総合的な施策に取り組みます。

（１）母子の健康確保と増進 「結婚・出産のステージ」

母となる女性の心身両面のケアを図るとともに、安心して出産・子育てができるように支援します。

出産後は、子どもの発達や成長段階に応じた健康確保と食生活を推進し、健康な生活のための基礎を築きます。

【主要な施策】

- 妊産婦健診・妊産婦家庭訪問事業(妊婦等包括相談支援事業)
- 産後ケア事業
- 不妊治療・先進不妊治療費助成事業
- 乳幼児総合健診・新生児家庭訪問事業、相談、養育指導の充実
- 食育の推進
- 早期の療育相談
- 18歳未満の乳幼児・児童の医療費助成・補助
- 出産準備金給付事業、出産祝金及び子育て支援給付事業
- 母子保健事業との連携、情報提供
- 新生児聴覚検査費助成事業、産婦健康診査受診費助成事業

（２）地域における子育ての支援 「子育てのステージ」

子育ての第一義的責任は保護者にあることを確認しつつ、楽しく子育てができるよう学習・相談・支援の取組を進めます。

すべての子育て家庭を支援するために、関係機関が連携して柔軟に利用できる子育て支援サービスの提供を図ります。

子育ての悩みを解決できるよう、情報提供や相談体制の強化を図るとともに、子育て家庭や子育てを経験した人たちなどとの交流を促進し、情報交換ができる機会の拡充に努めます。

就学前の児童の保護者が希望する教育・保育を受けることができるよう施設の充実と保護者負担の軽減に努めます。

【主要な施策】

- 幼児教育・保育の充実
- 保育料等の無償化
 - ・ 認定こども園保育及び給食（副食等）の無償提供
- 地域子育て支援事業の充実
 - ・ 認定こども園 1 号認定預かり保育の継続
 - ・ 地域子育て支援センターの継続
 - ・ 地域子育て相談機関の設置の検討
 - ・ 乳児等通園支援事業
 - ・ 一時預かり事業の検討
 - ・ 学童保育事業の充実改善
- 子育てに関する情報の提供（ＩＴメディアの活用も含めて）

（３）子どもたちの健やかな成長を図る取組の推進 「子どもの成長のステージ」

子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばすことができるよう、認定こども園と学校等の連携を図ります。

子どもの教育の基本は家庭であることを確認し、保護者としての学習機会の拡充に努めます。

子どもたちの健やかな成長と体験機会を充実する教育活動を推進します。

次代の親づくりを視野においた事業を進めます。

【主要な施策】

- 家庭の教育力向上
- 認定こども園と小学校・中学校の連携
- 学校教育の充実、学校教育環境の充実
- 地域資源を活用した、社会教育の充実
- 小・中学校入学時の保護者負担の軽減
- 高校通学費等の一部助成

（４）支援が必要な子どもへの施策の推進 「支援が必要な児童への対応」

子どもの人権を守るとともに、関係機関のネットワークなど地域全体が連携して、児童虐待の芽を早期に発見し未然防止に努めるとともに、児童虐待への迅速な対応に努めます。

障がいのある子どもについて保護者の理解を得ながら、相談事業や早期療育など状況に応じて必要な支援を行います。

ひとり親家庭などに必要な支援を図る取組を検討します。

【主要な施策】

- 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実
- 障がいがある子どもの早期療育、発達支援の充実
- ひとり親家庭などの子どもに対する支援の充実

（５）子どもたちの安全確保と生活環境の整備 「子どもの安全確保と環境の整備」

子どもたちが安心して活動できるよう交通安全運動の推進と地域安全運動の推進に努めます。

子どもたちが健やかに育つことができる住環境づくりを推進します。

子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができるよう、子育て家庭の利用に配慮した施設・設備の整備・改善を検討します。

【主要な施策】

- 子育てしやすい住環境づくりの推進
- 子どもにやさしい町の環境づくりの推進
- 子どもたちが安心して活動できる地域活動の充実

（６）職業生活と家庭・地域生活との両立の推進 「ワーク・ライフ・バランスの促進」

子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、職場における子育て支援を促進します。

子育てを、父親と母親が協力し合いながら楽しく進めていくことができるよう男女共同参画の意識づくりを図ります。

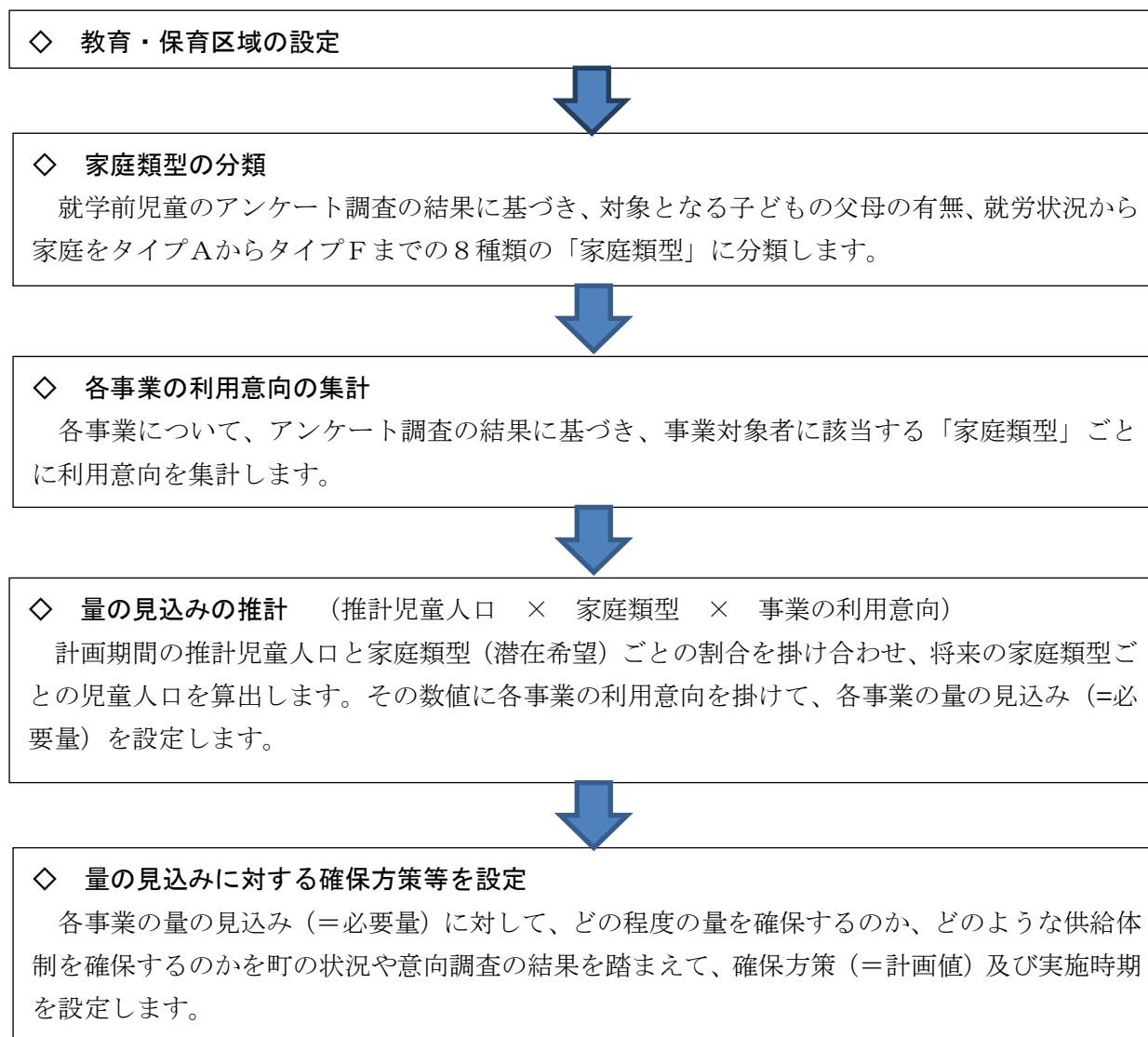
【主要な施策】

- 子育てをする女性が働きやすい職場づくりに向けた啓発
- 子育てを男女で行うことを目指した意識の啓発
- 子どもを産み・育てることの楽しさの啓発
- ベビーシッター費用の一部助成

第4章 事業計画

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり「教育・保育区域」を定め、「区域ごとの量の見込み（必要量）」や「確保方策（計画値）」、「実施時期」を記載することとしています。

「量の見込み」の推計と「確保方策等の設定」は、下記の流れによります。



認定区分と対象事業

認定区分		対象事業
1号認定（3歳以上）	教育を希望する	認定こども園
2号認定（3歳以上）	保育の必要性あり	認定こども園
3号認定（3歳未満）	保育の必要性あり	認定こども園

（1号認定には、保護者の労働などで保育を必要とするが、教育を希望する子どもを含む）

1 区域の設定等

計画の区域の設定は、町立認定こども園 1 か所が市街地にあること、小学校が 1 校であることなどを考慮し、区域は増毛町全域を一つの区域と定めます。

- ・ **子どものための教育・保育給付**

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人ひとりの子どもについて、町が教育と保育の必要性を認定し、施設利用等に必要な費用を給付する仕組みです。

- 【施設型給付】**

- 幼稚園・保育所・認定こども園の道が認可した教育・保育施設を利用して就学前の教育と保育の提供を受けるための給付です。

- 対象施設は、増毛町内では「認定こども園あつぷる」です。

- 【地域型保育給付】**

- 町が認可する定員 19 名以下の小規模保育事業（A 型・B 型・C 型）・家庭的保育事業（保育ママ制度）・居宅訪問型保育事業・地域の子どもを受け入れる事業所内保育事業の 4 事業を利用するための給付です。

- 対象となる事業・施設は増毛町内にはありません。

2 教育・保育の提供体制の確保

◆教育・保育の利用状況（町立認定こども園あつぷるの利用人数：各年5月1日現在）

認定区分	年齢	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1 号認定	5 歳	3	5	3	0	1
	4 歳	4	3	0	1	4
	3 歳	1	1	0	5	0
2 号認定	5 歳	2 4	1 2	9	1 1	1 3
	4 歳	1 1	9	1 1	1 3	1 8
	3 歳	9	1 0	1 5	1 7	1 7
3 号認定	2 歳	1 0	1 0	1 3	1 7	5
	1 歳	1 0	1 0	1 2	5	8
	0 歳	2	2	2	3	0
計		7 4	6 2	6 5	7 2	6 6
1 号認定預かり保育 (年間延べ利用日数)		8 (12)	9 (86)	3 (134)	6 (72)	3 (163)

※年齢は、全て学齢、以下同じ。

◆教育・保育の利用希望（ニーズ調査）

令和7年度からの計画期間に対応する3歳以下の子どもについて、施設の利用希望を集計し、回答率で補正した結果を計画期間の各年に割り振ると次表のとおりでした。

認定区分	調査時年齢	計画時年齢	対象人数	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
1 号 認定	3 歳	5 歳	—	4	1	0	0
	2 歳	4 歳	—	1	0	0	—
	1 歳	3 歳	—	0	0	—	—
2 号 認定	3 歳	5 歳	2 2	1 8	1 6	5	1 7
	2 歳	4 歳	1 7	1 6	5	1 7	1
	1 歳	3 歳	5	5	1 7	1	—
3 号 認定	0 歳	2 歳	1 7	1 7	1	—	—
	-1 歳	1 歳	1	1	—	—	—
		0 歳	—	—	—	—	—
計			6 2	6 2	4 0	2 3	1 8

◆小学校就学前児童の数の推計

令和6年度の出生数を令和5年度の母子健康手帳交付者数から10人と推計し、令和7年度以降の各年度の出生数は、増毛町まちづくりプランのKPI（重要業績評価指標）を用いて推計します。

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
5歳児	11	14	22	17	5	17	10
4歳児	14	22	17	5	17	10	11
3歳児	22	17	5	17	10	11	10
2歳児	17	5	17	10	11	10	10
1歳児	5	17	10	11	10	10	10
0歳児	17	10	11	10	10	10	10
合 計	86	85	82	70	63	68	61

◆各年度における教育・保育の量の見込み及び利用定員

小学校就学前児童の数の推計に基づき、3歳以上は全員1号認定か2号認定に該当するものとし、保護者の利用希望等を勘案して2号認定の見込み数を各年齢の9割と算定し、これを除いた人数を1号認定の見込み数として算定します。3号認定の各年齢の見込み数の算定は、利用状況及び利用希望を勘案して、2歳は9割が利用、1歳は7割が利用、0歳は2割が利用するものとして算定します。

1号認定預かり保育については、利用状況を勘案し、1号認定の全員が利用、1人あたり30日利用するものとして算定します。

認定区分	年齢	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	利用定員
1号認定	5歳	3	2	0	2	1	11
	4歳	2	0	2	1	1	
	3歳	0	2	1	1	1	
2号認定	5歳	19	15	5	15	9	43
	4歳	15	5	15	9	10	
	3歳	5	15	9	10	9	
3号認定	2歳	15	9	10	9	9	20
	1歳	7	8	7	7	7	
	0歳	2	2	2	2	2	6
計		68	58	51	56	49	80
1号認定預かり保育 (年間延べ利用日数)		5 (150)	4 (120)	3 (90)	4 (120)	3 (90)	

◆実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町における教育・保育の提供体制は、「町立認定こども園あつぷる」による施設給付のみで、計画期間の各年度において、提供体制を確保します。

認定区分	年齢	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
1 号認定	3 歳～5 歳	7	7	7	7	7
2 号認定	3 歳～5 歳	4 3	4 3	4 3	4 3	4 3
3 号認定	2 歳	1 5	1 4	1 4	1 4	1 4
	1 歳	9	1 0	1 0	1 0	1 0
	0 歳	6	6	6	6	6
計		8 0	8 0	8 0	8 0	8 0
1 号認定預かり保育 (年間延べ利用日数)		7 (210)	7 (210)	7 (210)	7 (210)	7 (210)

3 地域子ども・子育て支援事業の取組

地域子ども・子育て支援事業として位置づけられる19事業について、次のとおり定めます。

(1) 利用者支援に関する事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を総合的に行う事業です。

利用状況（子育て世代包括支援センター相談事業の利用人数）※R6年度は見込

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実利用人数	79	48	71	54	70
延べ利用日数	145	117	128	93	100

◆情報提供、相談支援等の利用希望（ニーズ調査）

本事業の利用希望は、次表のとおりでした。

区分	現在利用	利用増希望	新規希望	合計(人)	年日数	総日数
1日/週	0	0	3	3	52	156
1日/月	4	0	7	11	12	132
2日/月	0	0	1	1	24	24
計	4	0	11	15	—	312

◆各年度における量の見込み

妊婦・乳幼児を中心に相談支援を実施するほか、小中高生やその保護者においても発達障害や不登校、生きづらさなどの心配事や不安等の相談を受け、関係機関と連携して支援を実施していきます。利用状況を勘案して、次のとおり算定します。

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実利用人数	50	50	50	50	50
延べ利用日数	120	120	120	120	120

◆提供体制の確保の内容及び実施時期

本町の提供体制は、「子育て世代包括支援センター」による相談事業で、当該施設において計画期間の各年度事業を提供します。

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実利用人数	50	50	50	50	50
延べ利用日数	120	120	120	120	120

令和8年度末までに「こども家庭センター」の設置を予定し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、ポピュレーションアプローチ・ハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく相談支援を提供していきます。

また、こども家庭センターを補完する役割として、住民からの子育ての相談に応じ、必要な助言を行うことができる「地域子育て相談機関」の設置に向け、各関係機関と協議を行っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆利用状況（町立認定こども園あつぷるの子育て支援事業の利用人数）※R 6年度は見込

年齢	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
2歳 (延べ利用日数)	2 (6)	5 (213)	6 (186)	0 (0)	1 (78)
1歳 (延べ利用日数)	5 (238)	9 (217)	5 (180)	0 (0)	7 (476)
0歳 (延べ利用日数)	25 (376)	16 (231)	16 (298)	16 (814)	14 (336)
計	32 (620)	30 (661)	27 (664)	16 (814)	22 (890)

◆地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等（ニーズ調査）

本事業の利用希望は、次表のとおりでした。

区分	現在利用	利用増希望	新規希望	合計(人)	年日数	総日数
1日/週	1	0	3	4	52	208
2日/週	1	－1	0	0	104	0
3日/週	1	0	0	1	156	156
4日/週	1	1	0	2	208	416
1日/月	0	0	7	7	12	84
2日/月	0	0	1	1	24	24
10日/月	1	0	0	1	120	120
15日/月	3	－1	0	2	180	360
20日/月	0	1	0	1	240	240
計	8	0	11	19	－	1,608

◆各年度における量の見込み

小学校就学前児童の数の推計に基づき、利用状況を勘案して、2歳児は1割、1歳児は2割、0歳児は全員の利用を想定し、日数は一人当たり延べ40日利用するものとして算定します。

年齢	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
2 歳 (延べ利用日数)	1 (40)	1 (40)	1 (40)	1 (40)	1 (40)
1 歳 (延べ利用日数)	2 (80)	2 (80)	2 (80)	2 (80)	2 (80)
0 歳 (延べ利用日数)	1 1 (440)	1 0 (400)	1 0 (400)	1 0 (400)	1 0 (400)
計	1 4 (560)	1 3 (520)	1 3 (520)	1 3 (520)	1 3 (520)

◆提供体制の確保の内容及び実施時期

本町の提供体制は、「町立認定こども園あつぷる」による子育て支援事業で、当該施設において計画期間の各年度事業を提供します。

年齢	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
2 歳～0 歳 (延べ利用日数)	1 5 (600)	1 5 (600)	1 5 (600)	1 5 (600)	1 5 (600)

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため健診に対する助成を行う事業です

◆実施状況 ※R 6 年度は見込

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
受診人数 (受診回数)	2 0 (165)	1 6 (103)	1 8 (158)	1 0 (65)	1 5 (135)

◆各年度における量の見込み

小学校就学前児童の数の推計に基づき、0歳の数を妊婦数として算定します。

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
受診人数 (受診回数)	1 1 (154)	1 0 (140)	1 0 (140)	1 0 (140)	1 0 (140)

◆提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町の提供体制は、母子健康手帳の発行に合わせた１４回分の受診票の交付で、計画期間の各年度事業を実施します。

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
受診人数 (受診回数)	1 1 (154)	1 0 (140)	1 0 (140)	1 0 (140)	1 0 (140)

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに親子の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

◆実施状況 ※R 6 年度は見込

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
訪問人数	2 0	7	2 0	4	1 4

◆各年度における量の見込み

小学校就学前児童の数の推計に基づき、０歳の数算定します。

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
訪問人数	1 1	1 0	1 0	1 0	1 0

◆提供体制の確保の内容及び実施時期

本町の提供体制は、保健師による訪問で計画期間の各年度事業を実施します。

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
訪問人数	1 1	1 0	1 0	1 0	1 0

(5) 養育支援訪問事業・要保護児童等支援事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した、特に支援を必要とする家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

◆実施状況 ※R 6 年度は見込

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
訪問人数	5	0	1	1	1

◆各年度における量の見込み

小学校就学前児童の数の推計に基づき、利用状況を勘案して0歳の2割を対象として算定します。

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
訪問人数	2	2	2	2	2

◆提供体制の確保の内容及び実施時期

本町の提供体制は、保健師による訪問で、計画期間の各年度事業を実施します。

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
訪問人数	2	2	2	2	2

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設その他の施設に入所させ、又は里親その他の者に委託し、必要な保護を行う事業です。

◆保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績（ニーズ調査）

本事業に係る対処方法別の実績は、次表のとおりでした。

対処方法	件数	日数
親戚・知人にみてもらった	5	2 2
仕方なく子どもを同行させた	2	1 4
計	7	3 6

◆利用状況、各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本事業については、ニーズ調査により一定数の利用希望がありますが、町内に施設及び人材等の社会的資源が存在せず、実施体制の確保が困難であることから実施できません。

このため、量の見込み及び提供体制の確保について、計画値を定めません。

町外の里親委託が可能となった場合、体制整備について協議していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績（ニーズ調査）

本事業の利用実績については、町内に事業の実施主体がないため、留萌市等の近隣市町村で事業を利用する可能性があります、それらの実績はありませんでした。

- ◆各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
 本事業については、町内に事業の実施主体がないことから実施できません。
 このため、量の見込み及び提供体制の確保について、計画値を定めません。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

- ◆就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績・今後の利用希望（ニーズ調査）
 事業区分別の実績は、次表のとおりでした。

事業区分	件数	日数
幼稚園の預かり保育（不定期）	2	6
その他（おたすけママくらぶ）	3	30
その他（不明）	1	10
計	6	46

利用目的別の今後の利用希望は、次表のとおりでした。

利用目的	件数	日数
私用、リフレッシュ目的	31	478
冠婚葬祭、学校行事、家族の通院	27	206
不定期の就労	13	178
その他	3	不明
計	74	862

- ◆各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
 本事業については、ニーズ調査により一定数の利用希望がありますが、「町立認定こども園あっぷる」での実施体制の確保が困難であることから実施できません。
 このため、量の見込み及び提供体制の確保について、計画値を定めません。

(9) 延長保育（時間外保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、利用している施設で保育を実施する事業です。

- ◆就学前児童の保育に係る希望利用時間帯（ニーズ調査）
 現在、認定こども園の保育に係る利用日、利用時間帯は、日曜・祝日、年末年始、4/1 と 3/31 を除く毎日利用可能で、平日は7時30分から18時30分まで、土曜日は7時30分から13時まで利用可能です。

これらの利用日及び利用時間帯以外の日及び時間における利用希望は、次のとおりでした。
月 1～2 回の日曜・祝日における定期的な保育の希望が 19 件あり、希望する時間帯は、次表のとおりでした。

	希望する時間帯						件数
	12時まで	13時まで	14時まで	16時まで	17時まで	18時まで	
8時から	1	3	0	0	2	1	7
9時から	4	0	7	1	0	0	12
計	5	3	7	1	2	1	19

教育で施設を利用している 1 号認定の 6 人中、長期休業中における施設利用の希望は 3 件で、希望する時間帯は、次表のとおりでした。

	希望する時間帯		件数
	12時まで	16時まで	
9時から	1	2	3

◆利用状況、各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本事業については、ニーズ調査により一定数の利用希望がありますが、「町立認定こども園あつぷる」での実施体制の確保が困難であることから実施できません。

このため、量の見込み及び提供体制の確保について、計画値を定めません。

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育を受けることが困難となった疾病にかかっている乳幼児、小学生を対象に認定こども園、病院、診療所その他施設において、保育を行う事業です。

◆事業の利用実績及び利用希望（ニーズ調査）

本事業の利用実績については、本町での事業実施がないため、留萌市等近隣市町村で事業を利用する可能性があります、それらの実績はありませんでした。

利用希望については、希望すると回答した件数が 10 件、このうち年間利用希望日数の記載の合計が 45 日でした。

◆各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本事業については、ニーズ調査により一定数の利用希望がありますが、専用スペース等及び看護師等、「町立認定こども園あつぷる」及び「町立市街診療所」での実施体制の確保が困難であることから実施できません。

このため、量の見込み及び提供体制の確保について、計画値を定めません。

(11)放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

本町では、学童保育「マーシーくらぶ」として、原則小学3年生以下の低学年を対象に事業を行っています。

◆利用状況（マーシーくらぶ）※R6年度は見込

学年	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3年生 登録人数 (延べ利用日数)	6 (50)	14 (888)	10 (639)	15 (788)	4 (127)
2年生 登録人数 (延べ利用日数)	20 (1,869)	12 (1,727)	17 (2,102)	11 (722)	9 (734)
1年生 登録人数 (延べ利用日数)	13 (1,802)	17 (2,314)	12 (1,793)	9 (891)	9 (1,341)
計	39 (3,721)	43 (4,929)	39 (4,534)	35 (2,401)	22 (2,202)

◆各年度における量の見込み

1年生については、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込まれる児童の数に基づき算定する。2年生及び3年生については、利用状況から学年が上がると減少する傾向があることを勘案して、学年が上がる毎に1割減するものとして算定します。

延べ利用日数については、利用状況から登録人数当たり100日と想定し算定します。

学年	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	利用定員
3年生 登録人数 (延べ利用日数)	9 (900)	8 (800)	11 (1,100)	15 (1,500)	13 (1,300)	40
2年生 登録人数 (延べ利用日数)	9 (900)	12 (1,200)	17 (1,700)	14 (1,400)	4 (400)	
1年生 登録人数 (延べ利用日数)	13 (1,300)	19 (1,900)	15 (1,500)	5 (500)	15 (1,500)	
計	31 (3,100)	39 (3,900)	43 (4,300)	34 (3,400)	32 (3,200)	40

◆提供体制の確保の内容及び実施時期

本町の提供体制は、「マーシーくらぶ」のみで、当該施設において計画期間の各年度事業を提供します。

学年	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1～3年生 登録人数 (延べ利用日数)	40 (4,000)	40 (4,000)	43 (4,300)	40 (4,000)	40 (4,000)

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の所得状況を勘案し、教育・保育施設に対して文房具や教材の購入費用及び行事への参加費用などの実費徴収分を助成する事業です。

本町では、認定こども園における教材費に対し一部助成を実施しており、今後も継続していきます。

(13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した施設等の設置又は運営を促進する事業です。

◆提供体制の確保の内容及び実施時期

現在の保育施設で必要定員を確保できていることから、民間事業者の参入はないと考えられますが、事業者からの申請状況を勘案しながら必要に応じて、実施の検討をしていきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待等リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

◆各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本事業については、実施体制の確保が困難であることから実施できないため、量の見込み及び提供体制の確保について、計画値を定めません。

事業者等への委託が可能となった場合、体制整備について協議していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

◆各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本事業については、実施体制の確保が困難であることから実施できないため、量の見込み及び提供体制の確保について、計画値を定めません。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、当該児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

◆各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本事業については、実施体制の確保が困難であることから実施できないため、量の見込み及び提供体制の確保について、計画値を定めません。

(17)産後ケア事業

産後の心身ともに不安定な時期にある母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図り、誰もが安心・安全な子育て環境を整える事業です。

◆各年度における量の見込み

0歳の数を出産数とし、1人あたり利用を限度日数の7日間として算定します。

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
実利用人数	11	10	10	10	10
延べ利用日数	77	70	70	70	70

◆提供体制の確保の内容及び実施時期

本町の提供体制は、旭川市内の医療機関及び助産院に委託し、宿泊型、日帰り型、オンライン相談型として計画期間の各年度事業を提供します。

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
実利用人数	11	10	10	10	10
延べ利用日数	77	70	70	70	70

(18)妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、置かれている環境等の把握を行うほか、子育て等に関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

◆各年度における量の見込み

0歳数を妊婦数とし、全妊婦に対し妊娠期間中に2回面接を実施するものとして算定します。

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
実利用人数	11	10	10	10	10
延べ利用日数	22	20	20	20	20

◆提供体制の確保の内容及び実施時期

本町の提供体制は、保健師による保健指導・相談支援等とし、母子健康手帳交付時、妊娠30週前後及びその他必要時に計画期間の各年度事業を提供します。

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
実利用人数	11	10	10	10	10
延べ利用日数	22	20	20	20	20

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども園等に通っていない0歳6か月～2歳児を対象に保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、こども園等で保育を受けられる事業です。

◆各年度における量の見込み

対象年齢における未就園児数から推計した定員数を見込み量としています。

1名が月22日利用するものとして算定します。

年齢	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
0歳6か月～2歳 (延べ利用人数)	0 (0)	1 (2 6 4)	1 (2 6 4)	1 (2 6 4)	1 (2 6 4)

◆提供体制の確保の内容及び実施時期

本町の提供体制は「町立認定こども園あっぷる」において、令和8年度より1日1名を定員として実施を予定しています。

年齢	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
0歳6か月～2歳 (延べ利用日数)	0 (0)	1 (2 6 4)	1 (2 6 4)	1 (2 6 4)	1 (2 6 4)

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

このため、本町唯一の教育・保育施設であり、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園及び放課後児童健全育成事業を実施するマーシーくらぶには、専門性や経験に基づいた支援が求められますので、各段階・役割に応じた研修等により職員の専門性と資質の向上を図ります。

また、各施設や設備等について良質な環境を確保するため点検を行い、改善を図ります。

本町では、認定こども園の運営主体と地域子ども・子育て支援事業の事業主体が共に増毛町であり、これまでも適宜情報共有するなど、一体的な取組を行っていますが、質の高い教育・保育、その他の子ども・子育て支援を提供するため、一層の連携を図ります。

なお、保育を利用する子どもが小学校就学後、円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、広報による募集に加えて、認定こども園及び小学校に情報提供するなど、相互の連携を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、次の施設に係る保育料等を無料としています。

- (1) 認定こども園 保育料・1号認定預かり保育料・副食費（町内居住者に限る。）
- (2) マーシーくらぶ 利用料

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の実現には、子ども・子育て支援制度を所管している教育委員会と福祉厚生課など行政組織内の横断的な協力体制が必要です。

町全体の子ども・子育て施策を推進するために、一層の連携を図っていきます。

そして、子育てに関わる一人ひとりにより多くの研修機会を確保し、資質向上と協力体制の構築を図り、計画の実行につなげていきたいと考えています。

さらに、環境整備や安全確保の活動、雇用環境の整備など、町全体で取組を進める体制を構築する必要があります。

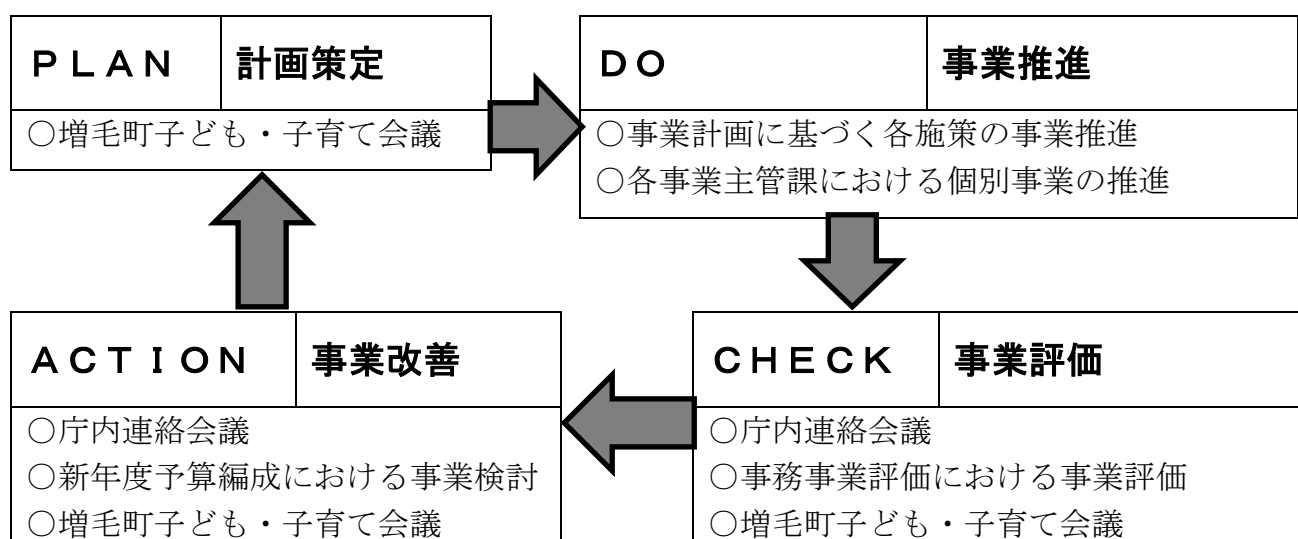
また、子育て支援事業の実施には、保護者の協力が必要です。保護者の皆さんには、この計画の趣旨や制度を十分理解していただき、この計画を実施する当事者として、子どもたちに最も影響を与える支援者として連携していただきたいと思います。

2 計画の実行・点検・評価

本計画は、P D C Aサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の評価から毎年度点検・評価を行います。

計画に定めた「量の見込み＝計画値」が、実際の状況と大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行います。

P C D Aサイクルのイメージ図



(資料)

増毛町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、増毛町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員)

第8条 会議は、専門的な事項を調査審議する必要があると認めたときは、専門委員を置くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、子ども・子育て担当課において処理する。

(会議の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

※（参考条文）

子ども・子育て支援法

（市町村等における合議制の機関）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

（第31条第2項 市町村長は、特定教育・保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、合議性の機関の意見を、無い場合は当事者の意見を聴かなければならない。）

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

（第43条第3項 市町村長は、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、合議性の機関の意見を、無い場合は当事者の意見を聴かなければならない。）

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

（第61条第7項 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、あるいは変更しようとするときは、あらかじめ、合議性の機関の意見を、無い場合は当事者の意見を聴かなければならない。）

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

子ども・子育て会議委員

高 橋 一 将	保護者（認定こども園 PTA 会長）
宮 本 洋 司	保護者（町 P T A）
村 上 仁	事業者（認定こども園）
安 居 和	学識経験（校長会）
佐 藤 幸 恵	学識経験（主任児童委員）
松 本 美 香	学識経験（主任児童委員）
佐 藤 政 良	その他（福祉厚生課長）

事務局

教育委員会総務学校課長	長 井 元
教育委員会総務学校課長補佐	猪 股 聖
教育委員会総務学校課こども係長	田 中 健 太
教育委員会総務学校課こども係	藏 田 里 菜

増毛町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

令和 5年 7月20日	増毛町子ども・子育てアンケート配布
令和 5年 9月28日	アンケート集計結果報告
令和 7年 3月10日	令和6年度 第1回増毛町子ども・子育て会議 (素案審議・承認)
令和 7年 3月31日	増毛町子ども・子育て支援事業計画公表

増毛町子ども・子育て支援事業計画
[令和7年度から11年度まで・5年間]
令和7年3月 策定・発行

発行・編集 北海道増毛郡増毛町教育委員会
〒077-0295 北海道増毛郡増毛町南畠中町2丁目25番地
増毛町文化センター内
TEL (0164) 53-2427 / FAX (0164) 53-2468
E-mail kyouiku-soumu@town.mashike.hokkaido.jp
URL <http://www.town.mashike.hokkaido.jp/>